

真実を伝える
組合機関紙

かいな

JMITU(日本金属製造
情報通信労働組合)
日本アイビーエム支部

東京都港区赤坂2丁目20の6
5F 〒107-0052
TEL: 03-3583-9037
FAX: 03-5562-0853

定価 月 500円

日本IBM・キンドリルジャパンは 賃上げ10%を実施せよ



前号の通り、25春闘ア
ンケートの結果、日本I
BMとキンドリルジャパ
ンの従業員は、最も多く
(65.6%)の人が賃
金に不安・不満を抱きな
がら、100%の人が生
活が苦しいと実感してい
ることがわかりました。
組合は、従業員のこの
厳しい生活実態を踏まえ
た日本IBM支部の25春
闘要求書(統一回答指定
日は3月5日)を、統一
要求日の2月19日に日本
IBMに提出、その前日

25春闘

3月5日、賃上げ回答せよ 不当回答なら6日、13日早朝行動

の2月18日にキンドリル
ジャパンに提出しました。
25春闘要求書の賃上げ
要求は、少ない1回分の
賃上げと2025年度分
の賃上げを実施すること
も、物価高騰からくらしをま
もる大幅賃上げとして本
給を10%引き上げること
を要求しています。以下
に抜粋します。

賃上げ要求

(1) 本来、就業規則通
りに賃上げが実施されて
いれば、2020年から
2024年までの間に5
回賃上げがされていな
ければなりません。4回
しかされておらず、賃上
げが1回分少ない状況で
す。その一方、21年から
の物価高騰で従業員の生
活は厳しさを増していま
す。これを受け、少ない
1回分の賃上げとして25

組合の賃上げ交渉の構え

以上の賃上げ要求に対
して満足な有額回答が3
月5日に無い場合は、組
合は翌6日早朝に日本I
BM箱崎事業所前で、13
日早朝にキンドリルジャ
パン本社前で宣伝行動を
実施します。また、宣伝
行動といっしょにストラ
イキを実施するため、当

年4月1日付で賃上げを
実施すること、さらに25
年度分の賃上げを25年5
月1日付で(キンドリル
ジャパンは25年7月1日
付で)実施することを要
求します。

支部が掲げる項目につい
てスト権を確立するため
のスト権投票を現在実施
中です。さらに4月以降
にも交渉状況に応じたス
トライキと宣伝行動を計
画しています。

組合に加入し、いっしょ
にたたかきましょう

25春闘では、なんとし
ても物価高騰からくらし
をまもる大幅賃上げを、
ストライキを構えた交渉
で勝ち取らなければなら
ません。

従業員の皆さん、今こ
そ組合に加入し、いっしょ
にたたかきましょう。

組合へのご連絡は3面
の「組合なんでも相談窓
口」までお願いします。

ウェブからは組合トップ
ページ上部にある「ご意
見・相談」をクリックし、
記入、送信して下さい。

凍える冬を、灼けつく夏を幾度も超えてきた...
ここで歌ったこのうたごえが勝利をよぶと信じて...
JAL 争議 15年の苦闘の日々、一日も早い解決を!

4・25 JAL 争議支援大集会

勝利へのトランジット コンサート

オンラインで全国をつなぐ

2025年
4/25(金) 開場 18:00
開演 18:30
北とぴあ さくらホール
協力券 1,000円

(集会参加協力、オンライン制作協力、争議支援協力)

●主催 「勝利へのトランジットコンサート」を成功させる会

お問い合わせ先 JAL 不当解雇撤回争闘団(藤藤晃) 03-6423-7878 (株)音楽センター(浅野真理) 03-3200-0101

JR 京浜東北線「王子駅」北口より徒歩2分
地下鉄南北線「王子駅」5番出口直結

2024年6月12日(月) 羽田空港宣伝行動 / 主催: JAL 争議の早期全面解決をめざす実行委員会

裁判・労働委員会スケジュール

以下に今後のスケジュールをお知らせします。

定年後再雇用不当労行為事件	4/17(木)10:30	中央労働委員会会議室
定年後再雇用賃金差別裁判		組合ホームページをご確認下さい。
A I 不当労働行為事件は、8月1日に都労委で勝利和解しました。		

人生百年時
代という言葉
が定着して久
しい。健康寿
命を延ばそう
という話題が
雑誌や広告等
で目に付く。
少子高齢化社
会の進展と、
認知症をテー
マとする特
集番組等も組
まれている。
研究によれば
、認知症発
症に相関の高
い要素は、
運動不足、う
つ、喫煙、
高血圧、肥満
、糖尿病だ
という。遺伝
に起因する
というよりは
、環境的な
エレメント
が大きく影
響するという
ことで、自
分的には少し
ほっとした
部分もある。
認知症にな
らず、健康寿
命を延ばす
ため、健康的
な食事、運
動の励行、社
会参加が強
く勧められて
いる。家族
の誰かが認知
症ともなれ
ば、家族の精
神的、特に
経済的な負担
が増える。
自身が罹患し
ないように
するとともに
、IBMには
高齢化社会に
配慮して定
年延長を実施
し、高齢社
員員の経済的
負担を軽減
して欲しい。(K)

「解雇は無効」 解雇理由はPIP目標に無い項目の未達成

前号で退職勧奨に応じなかったことを理由に大幅減収になり、不当な扱いを受けたとして、米グーグル(親会社Alphabet)の日本法人で働く6人が1月31日、同社側に約6300万円の損害賠償を求めて東京地裁に提訴したことを紹介しました。

JAUの小林執行委員長からのメッセージ

アメリカ外資では、PIPと呼ばれる制度が導入されている企業が多くあります。人事評価が低い社員に、改善を示す機会として課題を与えるものです。アメリカでは、未達成の場合、解雇に繋がるケースが多く、非現実的な目標設定をし、解雇の口実となっている実態も報告されています。グーグルの日本法人でも慣例的に実態としてアメリカと同じ形の未達成を理由とした解雇が行われていました。

2024年11月、そのうちの1人が立ち上がり、JAUに加入し、たまたかう覚悟を決めました。最初は、解雇は受け入れる

が、せめてきちんと説明をしてほしいという要求でしたが、団体交渉での会社からのしどろもどろの説明を聞くうちに、納得できないと、争議で解雇無効を争う決意を決めました。

グーグルでのPIPは、目標設定も具体的な数字を伴わない抽象的なものです。更にひどいことに、達成目標として伝えられていた3項目については達成を会社も認めたにも関わらず、当初目標に含まれなかった「ソートリーダーシップ」という項目で、未達成とされたのです。チームの同僚たちも「ソートリーダーシップ」ははじめて聞いた様子で、上司以外誰も意味を知りません。組合に対しても、未だにソートリーダーシップの意味について納得のける説明はありません。

原告からのメッセージ
新卒からIT業界に入り、ずっと憧れていたグーグルで働くことができるというのには、私にとって大きな夢の実現でした。そんな企業からオファーを受け取ったとき、私は驚きと共に胸が高鳴ったのを今でも覚えています。年収はかなり上がり、そのおかげで、大切な人と共に美味しい食事を楽しんだり、旅行に出かけたりと、より豊かな生活を送ることができました。

しかし、そんな平穏な日々を壊したのは突然の解雇通知でした。グーグルでは、マネージャーが部下に低評価をつける場合、事前に文章でフィードバックを行い、改善のための時間を与えることが推奨されています。しかし、毎週の面談や四半期ごとの中間評価面談でも問題の指摘もないまま、一方的に低評価がつけられました。そしてPIPを実行したのです。そこから6ヶ月間、私は

春闘重点要求の紹介 組合に加入して要求を勝ち取ろう

1面に続き、日本IBM支部の25春闘要求書の重点要求の中から主要な要求を以下に紹介します。以下で、冒頭の(IBM)というカッコ書きは日本IBM向けの要求、冒頭の(キンドリル)というカッコ書きはキンドリルジャパン向けの要求、冒頭のカッコ書き無しは両社向けの要求を意味しています。

組合に加入して要求を勝ち取ろう
組合の現行制度に関する情報の透明化、ならびにシニア契約社員の処遇改善です。

賞上げ要求(賞与部分)
本給(本俸・月額賃金)の引き上げにともない、賞与基準額も本給(本俸・月額賃金)と同率の10%引き上げること。

働き方改善の要求
(1) (IBM) 現在の世界の流れに従って、賃下げなしで1日の労働時間を午前9時から午後5時までの7時間、週35時間以内に短縮すること。これにともない稼働率の上限値を64.9%とする。

(2) (キンドリル) 1日7時間・週35時間労働が世界の流れであり、すでにフランスの法定労働時間は週35時間、ドイツ

必死に努力しマネージャーからも改善されたことが認められていたにもかかわらず、PIP未達とされました。

PIP終了後、会社は毎週面談を設定し、合意退職を強要しようとし、拒否すれば解雇される恐れがあると脅しました。そして、1ヶ月以上におたる退職勧奨の後に突然の解雇通知が届き、その後すぐに仕事用のPCやアカウントへのアクセス権を剥奪されました。

「解雇予定日」はその1ヶ月後とのことでした。私にとつて、この出来事は単なる職場での問題にとどまりません。将来への不安が一気に広がり、人生の大切な瞬間においても影を落としています。プロポーズを考えていた彼女との未来も不安定になり、心の中で感じる痛みや不安は計り知れませんが、一時的に低評価がつけられました。そしてPIPを実行したのです。そこから6ヶ月間、私は

趣旨(70歳までの就業機会確保の努力義務)に従い、シニア契約社員の契約上限年齢を70歳に引き上げること。

(IBM)さらに、65歳定年制が実現した場合は、65歳の時点でシニア契約社員への移行を選択できるようにすること。

シニア契約社員の処遇改善の要求
パート有期雇用労働法の趣旨(正社員とパートタイム・有期雇用・派遣労働者との間の不合理な待遇差の禁止)に従い、シニア契約社員の年収を、最低でも定年時の年収(賞与込み・残業以外の手当込み)の80%とすること。

但し、シニア契約社員の年収は、新入社員Band 6の年収(賞与込み・残業以外の手当込み)を参考にすること。

(*1) 新入社員Band 6の年収(賞与込み・残業以外の手当込み) 初任給……①

リファレンス・サラリー 490万2千円(本給28万6千円×12ヶ月+賞与基準額147万円) 残業以外の手当……② 月額 4万1千円 年額 49万2千円 年収……①+② 490万2千円+49万2千円=539万4千円

従業員皆さん、今こそ組合に加入し、要求を勝ち取るため、いっしょにたたかきましょう。組合へのご連絡は3面の「組合なんでも相談窓口」までお願いします。ウェブからは組合トップページ上部の「ご意見・ご相談」をクリックし、記入、送信して下さい。

組合に加入し、いっしょにたたかきましょう

定年後再雇用賃金差別争議を解決すること。
○補足説明
キンドリルジャパンについては、定年後再雇用賃金差別裁判の解決です。日本IBMについては、会社が都労委命令を不服とし中労委に再審査を申し立てた定年後再雇用賃金差別事件の解決であり、その狙いは、シニア契約

組合なんでも相談窓口
会社名 事業所名 職 場 名 氏名 電話番号
IBM 箱崎 ISEL 大岡 義久 090-5243-3082
Kyndryl 六本木 サービスエクセレンス 笹目 芳太郎 080-5915-6329
IBM 大阪 T L S 河本 公彦 080-5915-5204
IBM 箱崎 テクノロジー事業部 大場 伸子 080-6706-4650
事務所連絡先 TEL 03-3583-9037 (月水金 13-16時・除休日) FAX 03-5562-0853
メール: kumiai@jmitu-ibm.org WEB: https://www.jmitu-ibm.org/
注) 上記窓口は事業所にこだわらず、連絡のとれる電話番号へどうぞ
法律相談 労働問題・民事一般相談受付(要予約)
東京法律事務所 弁護士 水口洋介、今泉義竜、本田伊孝 http://tokyolaw.gr.jp/
東京都新宿区四谷1-4 四谷駅前ビル TEL 03-3355-0611(代)
旬報法律事務所 弁護士 大熊政一、山内一浩、並木陽介 http://junpo.org/
東京都千代田区有楽町1-6-8松井ビル 受付7F TEL 03-3380-5311(代)
桜木町法律事務所 弁護士 岡田 尚
横浜市中区山下町207-2 関内JSビル6階 TEL 045-212-1503
ほづみ法律事務所 弁護士 穂積匡史 http://hozumi-shinyuri.jp/ TEL 044-959-3550
川崎市麻生区上麻生1-6-1 かわしん新百合ヶ丘ビル305号